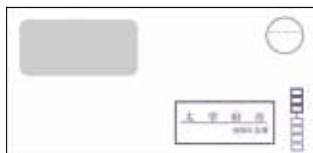


国民健康保険税の納税通知書を送付します

問い合わせ 国保年金課 国保年金係（☎内線320）

6月中旬に、国民健康保険（以下、国保）の加入世帯に対し、世帯主あてに普通郵便で国民健康保険納税通知書を送付します。国民健康保険税（以下、国保税）は、平成29年中の所得の申告をもとに算定を行っております。未申告の人は、所得の申告をお願いします。



平成30年度
国保税率を改定しました

平成30年度の国保税の税率は、被保険者や有識者の代表で構成される「太宰府市国民健康保険運営協議会」における審議・答申を踏まえ、平成30年3月議会において審議され、決定しました。改定内容は下表のとおりです。国保被保険者の皆さまのご理解をお願いします。

改定の趣旨

国民健康保険の財政運営は、被保険者の高齢化や医療の高度化から、毎年医療給付費が増加する一方で、税収の伸びは低迷し、これまで、一般会計からの赤字補てんや税率の改定によって財政収支の改善を図ってきましたが、依然として大変厳しい状況にあります。平成30年4月からは県も保険者となって、市町村とともに国保の運営を担うこととなります。これに伴い、市では県から示された標準保険料率を参考に平成30年度の保険税率を改定しました。今後も医療費の適正化や保健事業の推進などの取り組みを行い、医療費の増加を抑制するとともに、国保税の収納率向上を図り、安定した国民健康保険事業の運営に、引き続き努めます。

区分 ※1		医療保険分		後期高齢者支援金等分		介護保険分(40～64歳の被保険者のみ)	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して	6.80%	7.10%	2.40%	2.40% (据え置き)	2.10%	2.10% (据え置き)
均等割	加入者1人につき	25,200円	26,500円	8,000円	8,000円 (据え置き)	13,200円	16,200円
平等割	1世帯につき	25,200円	26,500円	8,100円	8,100円 (据え置き)	—	—
課税限度額 ※2		540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

※1：4月から翌年の3月までの1年度分の国保税額は、上記の方法で求めた「医療保険分」と「後期高齢者支援金等分」および「介護保険分(40～64歳の被保険者のみ)」の所得割、均等割、平等割(介護保険分を除く)の合計額になります。

※2：課税限度額とは、「医療保険分」「後期高齢者支援金等分」および「介護保険分」について課税される上限額です。このうち「医療保険分」においては、平成30年度から、国の税制改正に基づき引き上げられています。

国保税の軽減【低所得者の軽減措置の範囲を拡大】

世帯の所得が一定額より少ない場合は、金額や加入者数によって国保税の均等割、平等割(介護保険分は均等割のみ)について軽減措置(7割、5割、2割の軽減)を受けられる場合があります。

国の税制改正に基づき、市では低所得者の国保税の軽減措置の範囲を拡大するため、国保税の5割軽減および2割軽減の判定基準額の引き上げを行います。なお、この軽減には申請は必要ありません。

※世帯内に未申告の人がいる場合は軽減の判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

平成30年度 軽減判定基準額

7割軽減基準額 = 330,000円

5割軽減基準額 = 330,000円 + 275,000円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

2割軽減基準額 = 330,000円 + 500,000円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国保世帯から後期高齢者医療制度へ移行した人のことを指します。